

離縁に伴う扶養・相続の整理ポイント

1. 離縁の法的効果

- ・養子縁組によって生じた親子関係（権利・義務）が消滅
- ・離縁後は「元の親子関係」に戻るか、完全に親子関係がなくなるかは縁組形態による
- 普通養子縁組 → 実親との関係は維持される
- 特別養子縁組 → 実親との関係は復活しない

2. 扶養義務の整理

- ・養子縁組中は、養親と養子の間に扶養義務が発生
- ・離縁により扶養義務は消滅
- ・離縁後は、実親との間の扶養義務に戻る（普通養子の場合）
- ・高齢者介護・生活支援において「扶養の担い手が変わる」点に注意

3. 相続権の整理

- ・養子は法律上の「子」として相続権を持つ
- ・離縁により、養親の相続権は消滅
- ・普通養子縁組の場合 → 実親の相続権は維持
- ・特別養子縁組の場合 → 離縁後も実親の相続権は復活しない
- ・相続分の調整として、遺産分割協議や代償金との組合せで離縁が使われることもある

4. 離縁と財産関係

- ・養子であった期間に得た財産権は有効（過去の贈与・相続は無効にならない）
- ・離縁後は新たな相続権は発生しない
- ・遺言によって財産を受け取ることは可能（遺贈として）
- ・遺留分は請求できなくなる

5. 実務上の注意点

- ・再婚家庭：離縁により継親子関係が切れると、子どもの居場所が不安定になる
- ・介護問題：扶養義務が消滅するため、養子に介護負担を求められなくなる
- ・相続調整：遺産分割をめぐる紛争で「離縁」が調整手段として提案されることもある
- ・外国籍の子：在留資格（定住者・家族滞在）に影響する場合があるため要注意

6. 整理の流れ（相談時のチェック）

項目	確認ポイント
扶養義務	離縁後の扶養義務の帰属先は誰か
相続権	相続権を失うことの影響（代償金や遺言の有無）
子ども	子どもの生活基盤（監護者・教育環境）
高齢者	高齢養親の介護・生活設計
外国籍	離縁後の在留資格・戸籍の整理